

令和3年 第4回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年4月26日(月)

令和3年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年4月26日(月)	開催場所	上里町役場4階 大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下 容二 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	○
2	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席数は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 戸矢 活夫 委員 議席番号7番 蓮 博政 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、1から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 深谷市〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は1, 298㎡、青地の農地です。地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.7km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は195, 537㎡で、自作が185, 537㎡、借受が10, 000㎡でございます。譲受人は25歳の兼業農家です。経営規模拡大のため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 1番と同じ方で上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 外3筆 面積は合わせて5, 406㎡、青地の農地です。地目は1筆が畑、3筆は田んぼです。受人の居住地から申請地までは約4.3km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は195, 537㎡で、自作が185, 5</p>

<p>日程第4 議案第10号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	議長	<p>37㎡、借受が10,000㎡でございます。譲受人は25歳の兼業農家です。経営規模拡大のため申請となりました。</p>
	入保夫委員	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	立石満委員	<p>1番について 住宅地の中ですので問題はありません。</p>
	入保夫委員	<p>2番①④について 問題ありません。</p>
	細井登委員	<p>2番②について 問題ありません。</p>
	議長	<p>2番③について 問題ありません</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>～挙手全員～</p>	
議長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>	
議長	<p>日程第4 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局に</p>	

<p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>よる説明を求めます。 あらためまして私、この4月よりこちらの農業委員会にお世話になります関口と申します。少々緊張はしておりますが、今後ともどうぞよろしくお願い致します。 農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1,206 m²、地目は畑、転用目的は長屋住宅、申請人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。用途地域の中でございます。宅地に接続しています。申請地の北側に昨年6月に転用の申請があり既にアパートが建設されております。申請地は住宅に囲まれており、商業施設等も近くにあることから、借家の需要が見込まれるため申請となりました。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	<p>松村 稔 委員</p>	<p>1番について 住宅地の中のため問題ありません。</p>
	<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>相川 和明 委員</p> <p>坂本 茂 委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇外1名、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 374㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、申請地が通勤圏内のため自己用住宅を建てるための申請です。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 44㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。西側の隣接する宅地160.35と一体利用し、併せて建売分譲住宅を建設するための申請となります。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>1番について 特に問題ありません。</p> <p>2番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>他に質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
--	---	--

<p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案） について</p>	<p>議長 議長 事務局 議長 坂本 茂 委員 事務局 坂本 茂 委員 議長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>説明させていただきます。8ページお開き下さい。こちらの概要表には、全体の集計が記載してございます。9ページ～13ページには、新たに設定される貸借や、継続して設定される貸借が一筆毎に記載してあります。上里町では年に2回利用権の受付けを行っております。今回は5月1日設定について農業委員会に申請のありました内容になります。新規の筆が50筆ほど申請がありました。面積ですが田んぼ75, 778㎡、畑が141, 721㎡、併せて217, 499㎡の申請がありました。貸し手が87件、借り手が64件、筆数が145件となります。</p> <p>利用権設定を受けるものは、基盤法第18条により「全部適正管理」や「常時従事」、「機械」「人員」など、要件以外については農家要件が必要です。記載された農業者について、審査が必要となります。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>12ページですが、下の方に、上里町の所有の土地とありますが、町が農地を持っているという事でしょうか</p> <p>こちらは下水道用地ということで、以前から町が所有している農地となります。</p> <p>八町河原のあの土地ですか。</p> <p>終末処理場の予定地です。</p>
--	--	---

坂本 茂 委員	わかりました。あれもずっと所有しているので何とかしないとですね。
議 長	他に質疑がありますか。
細井 登 委員	これはすべて5月1日時点という事ですが、145件とありますが、上里町にあるすべての案件ですか
事 務 局	こちらの145筆につきましては今回申請のありました筆について計上してあります。ですので今回申請分のみ審議いただいております。
議 長	この他にも上里町では相当な数のものがあるということですか。
事 務 局	そうですね。ほんの一部になります。毎年、年に2回利用権の貸し借りがありますし、中間管理事業等もあります。この筆は今回申請があつたもみとなります。
細井 登 委員	ちなみに上里町ではどのくらいの農地があるのですか
事 務 局	全農地面積が1,231haです。
菊地 宏利委員	先ほどの町の公用地というのを個人の方に貸す場合に、公募とか入札、そういう形をとっているのですか 公用地を個人にお貸しする場合はどのようにしたのかな、と思いました。
事 務 局 長	おっしゃる通りで、先ほど坂本委員から指摘のありました通り、本来町は農地を持ってませんので、基本的には終末処理場の予定で町が買って、流域になって大丈夫になった土地です。中間的な形となっております。 いろんな方法があるとは思いますが、なかなかあれだけの土地で今は暫定的な利用でありますので、総務課

<p>日程第6 議案第13号 農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想につ いて(案)</p>	<p>会 長</p>	<p>管財係の方で、今は随意という形で管理していただける方をお願いしているような状況であると認識しております。それについての遺憾についてはまた、総務課さんにお聞きいただくような形になると思いますが、一応そういう状況とご理解いただきたいと思います。</p>
	<p>事 務 局 長</p>	<p>以前はボランティアの方がコスモスを植えたり、ひまわり植えたりしてくれたのですが、なかなか管理が行き届かなくてどちらかというと草ぼうぼうな時もありました。あそこで痴漢がでたこともありまして、子供が草畑に引き込まれたこともありましたので、そういう事で、農地にすればきれいになるといった経緯で、このようになったんじゃないかなと思われま。随契でも安いですからね。</p>
	<p>議 長</p>	<p>本来、公募で募集するにしても暫定農地ですので、あまり積極的に町も公募していないのかと思います。本来の利用は下水道用地で終末処理場で使う予定で申請したものですから、町が管理しているから県も認めてくれています。</p>
	<p>議 長</p>	<p>他に質疑はございませんか</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>日程第6 議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>4月より前任の荒井より引き継ぎました相川です。説明させていただきます。先日送付しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正(案)につきまして4月9日までの間に実施いたしました、皆</p>

	<p>議長</p> <p>金井てる子委員</p> <p>事務局</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>様からの意見の照会結果をもとに農業委員会の会としてのご意見をいただきたく今回はこの場をおかりしました。それでは本題の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）につきまして簡単に説明いたします。こちらにつきましては農業経営基盤強化促進法に基づきまして都道府県が作成する農業経営基盤強化促進に関する基本的な方針をもとにしまして、各地の実情を踏まえまして町で独自に定める構想となっております。この度の改正につきましては3つの改正がありました。まず1点目としては法改正に伴う農地利用集積円滑化事業に関する内容の削除。2点目が農業生産法人という記載で書かれていました箇所につきまして、農地所有適格化法人という名前への訂正。3点目が町で設定する平均耕作地面積につきまして2015年の農業センサスをもとにした経営耕地面積を経営体で出された平均面積値に修正。以上の内容点を変更しております。皆さんには事前に資料をお送りさせていただきました。3月の農業委員会の時に推進委員さんの個別の意見照会を実施したところ特に意見はありませんでしたので今回につきましては農業委員会の会としてのご意見をいただきたくご提案させていただきます。事務局からは以上です。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>早すぎてよくわからなかったのですが、この文章の中が、これがかわったということですか</p> <p>お配りしました資料につきましては、以前あったものを法改正に伴いまして改正したのみとなっております。</p> <p>捕捉しますと、先週異動しました荒井係長が、みなさん個人宛てにご意見を頂戴しましたが、あれは農業委員さん各個人にお聞きしまして、内容はあれと一緒に法律改正に伴う文言整理等です。特にご意見等も頂戴しておりませんので改正の案のとおり改正させていただくというものです。</p> <p>他に質疑がありますか。質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
--	---	--

[閉 会]	議 長 会 長 代 理	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。 以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。
----------	----------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年4月26日

議 長

印

(戸矢 活夫 委員)

署 名 人

印

(蓮 博政 委員)

署 名 人

印